

先 着 受 付 に よ る
市 有 地 売 払 案 内 書

先着順にて募集します

厚 木 市

財務部財産管理課

目 次

1	売却物件	1
2	申込資格	1
3	申込受付	1
4	資料の閲覧	2
5	買受人の決定	2
6	契約の締結及び売買代金の支払方法	2
7	所有権移転等	3
8	契約条件	3
9	その他注意事項等	4
	物件案内図	5
	物件調書	8

1 売却物件

物件 番号	所在地	面積	用途地域等	最低売却価格
1	厚木市宮の里三丁目 1155 番 146	214.24 m ²	第一種中高層 住居専用地域	12,500,000 円
3	厚木市金田字伊藤海道 832 番 5	116.47 m ²	第一種住居地域	17,240,000 円
4	厚木市金田字伊藤海道 832 番 7	124.02 m ²	第一種住居地域	16,870,000 円

※物件番号 2 は売却済のため欠番

2 申込資格

次のいずれかに該当する方は、申込みに参加できません。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (3) 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定に該当する者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実がある者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者
- (6) 市税等に滞納がある者

3 申込受付

(1) 受付期間

令和 7 年 3 月 3 日（月）から令和 7 年 6 月 30 日（月）

土曜日、日曜日及び祝日除く

（受付時間：9 時～12 時、13 時～17 時）

※ 買受者が決定し次第、申込受付は終了となります。

(2) 受付場所

神奈川県厚木市中町三丁目 17 番 17 号

厚木市役所 本庁舎 3 階 財産管理課

※ 郵送等による受付はいたしませんので、事前にご連絡の上、ご来庁ください。

(3) 申込みに必要な書類

ア 市有地売払申込書 様式 1

イ 市有財産処分申請書 様式 2

※ 2 つ以上の物件に申込み希望の方は、様式 1、様式 2 は物件ごとに提出してください。

ウ 住民票（マイナンバーの記載がないもの）（個人の場合）

（法人の場合は履歴事項全部証明書）（1 通）

エ 委任状（代理の場合） 様式3

オ 誓約書 様式4 ※法人の場合は様式4別紙も記入し提出してください。

カ 市税納付状況確認同意書 様式5 （申込者の住所が厚木市以外の場合は、
所在の市町村で取得した「滞納（未納）のないことの証明書」）

（4）申込みに当たっての留意事項

ア 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）は、発行後3か月以内のものに限ります。なお、提出された書類等は返却いたしませんので、ご了承ください。

イ 申込者本人や代表者が来庁される場合、委任状の提出は必要ありません。なお、法人で代表権のない方や申込者とは別の法人の方が代理で来庁される場合は、委任状を提出してください。

4 資料の閲覧

全部事項証明書、公図、地積測量図、供給処理施設の状況等についての資料を閲覧することができます。

（1）閲覧時間

9時～12時、13時～17時 ※土曜日、日曜日及び祝日除く

（2）閲覧方法

閲覧を希望する方は、前日までに財産管理課へ連絡のうえ、日程を調整してください。

（3）閲覧場所

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号
厚木市役所 本庁舎3階 財産管理課

（4）注意事項

ア 資料は売却物件を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。

イ 資料の貸与及びコピーはできません。

5 買受人の決定

厚木市が定めた最低売却価格以上の価格をもって、最初に申込書類を受付けた方を買受予定者とします（先着順）。ただし、各日の受付開始時点において、複数人の申込みがあった場合、高い価格を提示した方を買受予定者とし、同額の場合は、くじ引きにより買受予定者を決定します。

受付した後、市有財産処分決定通知書の通知をもって買受人の決定とします。通知は2～3週間程度かかります。

6 契約の締結及び売買代金の支払方法

市有財産処分決定通知書の通知日から30日以内に売買契約を締結します。ただし、通知日の30日後が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前の開庁日を契約締結期限とします。

売買代金の支払は、次の2つの方法があります。

(1) 売買代金を一括で納付する方法

厚木市が発行する納入通知書により、売払代金を契約締結まで一括で納付してください。また、契約締結時に領収書の原本を提示いただくとともにその写しを提出してください。厚木市が納付を確認できたときに契約を締結します。

(2) 契約保証金を納付する方法

ア 契約保証金の納付

契約締結までに契約保証金として売買代金の10分の1以上（円未満切上げ）の金額を厚木市が発行する納入通知書により納付してください。また、契約締結時に領収書の原本を提示いただくとともに写しを提出してください。厚木市が納付を確認できたときに契約を締結します。

イ 売買代金の納付

契約保証金を売買代金の一部に充当します。売買代金と契約保証金の差額を厚木市が発行する納入通知書により、契約締結日から30日以内に納付してください。期日までに売買代金が納付されなかった場合、契約保証金は厚木市に帰属することになります。

7 所有権移転等

- (1) 売買物件の所有権は、厚木市が売買代金の全額の納付を確認したときに買受人へ移転するものとし、**売買物件を現況有姿で引渡すものとします。**
- (2) 所有権移転の登記は、売買物件の引渡し後、厚木市が行います。

8 契約条件 （別添の契約書（案）を参照してください）

- (1) 売買契約書（厚木市保管用のもの1部）に添付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。
- (2) 所有権移転の日から10年を経過する間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うこと、並びにこれらの用に供することとなる土地の貸付及びその他の権利の設定はできないものとします。
- (3) 所有権移転の日から10年を経過する間は、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条第2号に定める暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供すること、並びにこれらの用に供することとなる土地の貸付及びその他の権利の設定はできないものとします。
- (4) 所有権移転の日から5年を経過する間は、敷地全体で土地利用計画を行い、厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）第3条第3号に定める特定開発事業を行う場合は、一体として承認を受けるものとします。
- (5) 造成工事等を行う場合は、厚木市内に本店の事業所登録のある者を工事施工業者

とするよう努めるものとします。

- (6) 買受人が、(2)から(4)のいずれかの条件に違反したときは、違約金として売買代金の10分の1に相当する金額を厚木市に支払っていただきます。また、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。

9 その他注意事項等

- (1) 売買物件の引き渡しは、現状有姿のまま行いますので、土地の現況や電柱、支線、街灯、ごみ集積所、その他の施設の位置等を必ず現地で事前に確認してください。
- (2) 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (3) 案内図及び物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、全てを正確に表したものではありません。必ずご自身で現地及び諸規制について確認を行ってください。なお、現況と異なる場合は現況を優先いたします。
- (4) 上下水道及びガス等の設備の利用に当たっては、各供給処理機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、厚木市は対応いたしません。
- (5) 物件によっては、上下水道及びガス等の設備が敷設されていますが、これら設備について、経年劣化による影響は確認しておりません。これら設備の補修、移設、改修、撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (6) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ・ガラ・碎石・切株・従前建物の一部等が存在する場合があります。これらの撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (7) 物件によっては、フェンス、塀、柵、擁壁等の工作物が設置されている場合がありますが、経年劣化による影響は確認しておりません。これらの補修、移設、改修、撤去及びその費用負担等について、厚木市は対応いたしません。
- (8) 設置されている工作物について、設置時の図面等はありません。
- (9) 物件又は隣接地の樹木、塀、擁壁等の工作物及び上下水道、ガス等の設備について、地上又は地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・改修及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、厚木市は対応いたしません。
- (10) 物件調書に特段の記載のない限り、地下埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- (11) 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ごみ集積所、道路設置物（ガードレール等）、及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
- (12) 物件を利用することについては、公序良俗に反することなく、開発行為や建築行為にあつては、都市計画法、建築基準法等及び県又は市の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。また、当該地域の建築協定がある場合は遵守していただきます。

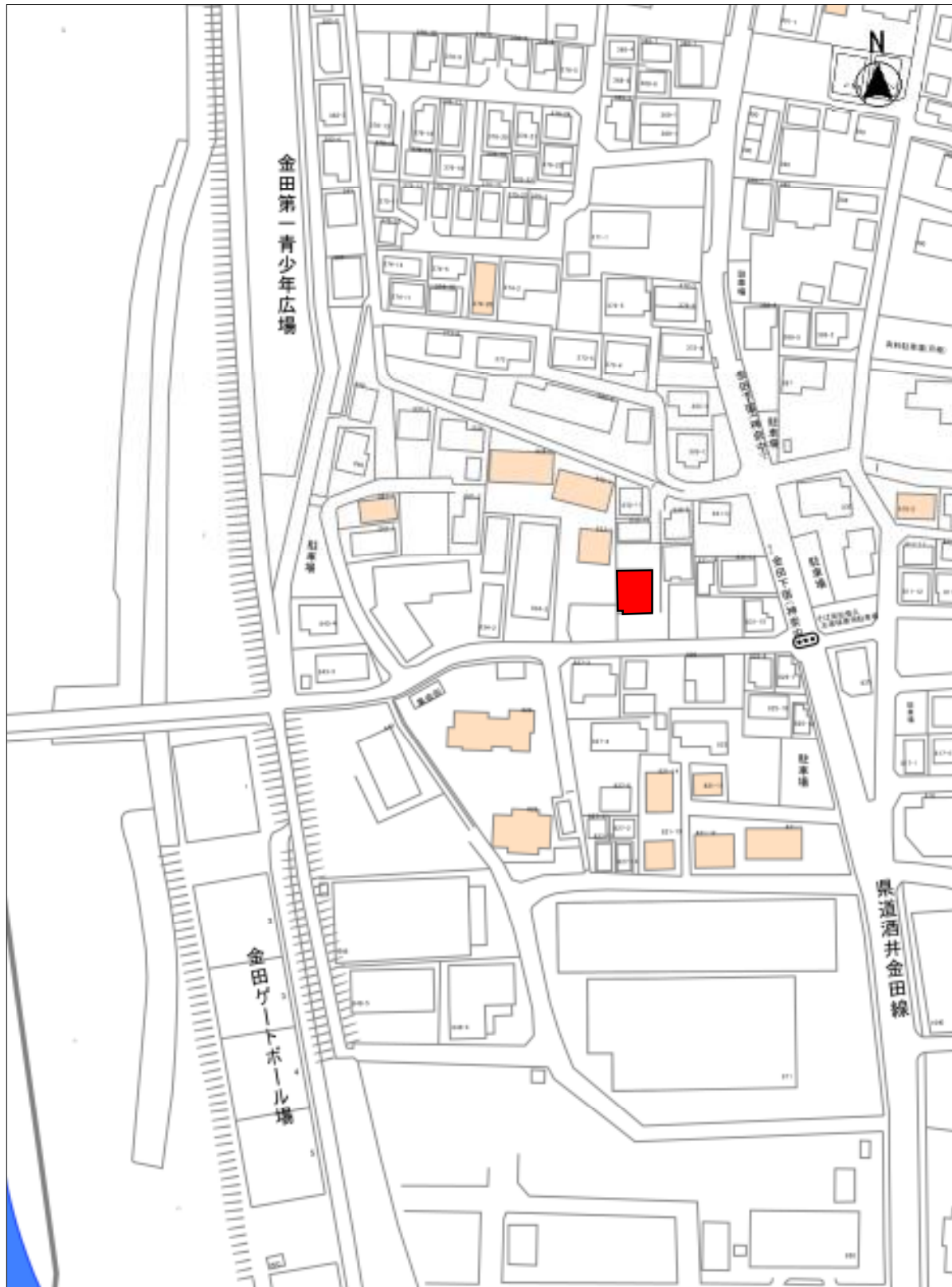
物件案内図

物件番号 1 厚木市宮の里三丁目1155番146



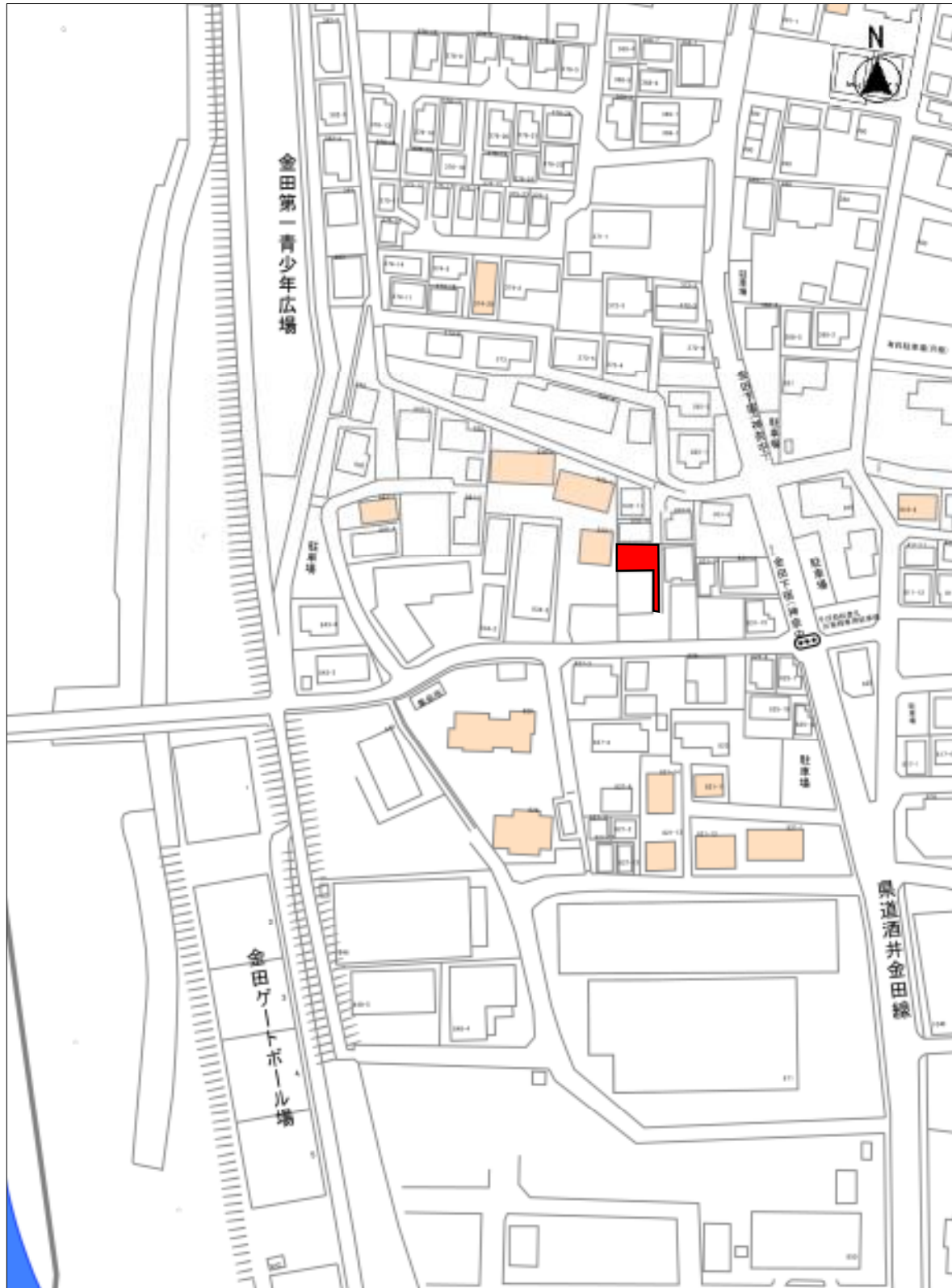
物件案内図

物件番号 3 厚木市金田字伊藤海道832番5



物件案内図

物件番号 4 厚木市金田字伊藤海道832番7



物件調書

物件番号	1	所在地	厚木市宮の里三丁目 1155 番 146			
面積		【実測】 214.24 m ² 【公簿】 214.24 m ²		地目	登記：宅地	
接道道路の状況		北側厚木市道 I-166 号線 幅員約 6m		私道負担	なし	
法令等の制限	都市計画		市街化区域	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	
	建ぺい率		60%		容積率 200%	
	その他の地区		厚木市景観計画区域（厚木市全域）、居住誘導区域（立地適正化計画）			
	その他の法規制		準防火地域、日影規制			
供給処理施設の状況	施設の種類		状 況		照会先及び電話番号	
	上水道	有	前面道路本管 100mm 敷地内引込管あり		神奈川県厚木水道営業所 046 (224) 1111 (代)	
	下水道	有	前面道路分流污水管 250mm 敷地内引込管あり		厚木市河川下水道総務課 046 (225) 2361	
	都市ガス	有	前面道路低圧管 80mm 敷地内引込管あり		厚木ガス（株） 046 (228) 3211 (代)	
	電気	可	—		東京電力パワーグリッド（株） 0120 (995) 007	
交通機関		小田急小田原線「本厚木駅」からの約 6.5 km（直線距離） 最寄りのバス停「宮の里センター」から約 480m（道路距離）				
特記事項		① 敷地内単管柵、看板、防草シートを含めた現況有姿での引渡しとなります。必ず物件を確認してください。 ② 隣地との境にブロックや柵が設置されていますが、境界を明示したものではありません。 ③ 南東側隣地との境界付近は擁壁が築造され低くなっています。 ④ 地中埋設物及び地盤調査は行っておりません。物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合も、本市は一切の責任を負いません。 ⑤ 既存工作物の撤去・処分及びその費用について、市では対応しません。 ⑥ 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、近隣住民等との調整等が生じた場合についても、全て落札者において対応して頂きます。 ⑦ 一定の開発行為、建築行為を行う場合は許可が必要になります。 ※地積測量図等は閲覧できます。閲覧を希望される場合は、事前に財産管理課に連絡のうえ、ご来庁ください。 【窓口】厚木市財務部財産管理課 厚木市中町三丁目 17 番 17 号 厚木市役所本庁舎 3 階 電 話 046-225-2089 受付時間 9 時～12 時、13 時～17 時 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）				

物 件 調 書

物 件 番 号	3	所 在 地	厚木市金田字伊藤海道 832 番 5			
面 積		【実測】116.47 m ² 【公簿】116.47 m ²		地 目	登記：宅地	
接道道路 の 状 況		南側 市道 2-28 号（金田妻田線） 幅員約 4.2m（拡幅後約 12.2m）			私道負担 なし	
法令等 の 制 限	都市計画		市街化区域	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率		6 0 %		容積率 2 0 0 %	
	その他の地区		厚木市景観計画区域（厚木市全域）、居住誘導区域（立地適正化計画）			
	その他の法規制		準防火地域			
供給 処 理 施 設 の 状 況	施設の種類		状 況		照会先及び電話番号	
	上 水 道	有	敷地内引込管あり		神奈川県厚木水道営業所 046 (224) 1111 (代)	
	下 水 道	有	敷地内引込管あり		厚木市河川下水道総務課 046 (225) 2361	
	都市ガス	無	—		厚木ガス（株） 046 (228) 3211 (代)	
	電 気	可	—		東京電力パワーグリッド(株) 0120 (995) 007	
交通機関		小田急小田原線「本厚木駅」から約 2.3 k m（直線距離） 最寄りのバス停「金田下宿」から約 100m（道路距離）				
特記事項		① 宅地分譲として開発した用地の一部となります。 ② 敷地南西側に、ごみ集積所用地が隣接しております。 ③ 西側敷地内及び 832 番 7 との境にコンクリートブロックが設置されております。 ④ 敷地南側の簡易舗装の用地は道路拡幅予定地です。 ⑤ 敷地内単管柵、看板、防草シートを含めた現況有姿での引渡しとなります。 ⑥ 隣地との境にブロックや柵が設置されていますが、境界を明示したものではありません。必ず物件を確認してください。 ⑦ 地中埋設物及び地盤調査は行っておりません。物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合も、本市は一切の責任を負いません。 ⑧ 既存工作物の撤去・処分及びその費用について、市では対応いたしません。 ⑨ 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、近隣住民等との調整等が生じた場合についても、全て落札者において対応して頂きます。 ⑩ 一定の開発行為、建築行為を行う場合は許可が必要になります。 ⑪ 当該地は洪水浸水想定区域に該当しています。 ⑫ 埋蔵文化財包蔵地に該当していますので、必ず次の担当課に確認願います。【担当課】厚木市文化魅力創造課 046（225）2509				

	※地積測量図等は閲覧できます。閲覧を希望される場合は、事前に財産管理課に連絡のうえ来庁してください。 【窓口】厚木市財務部財産管理課 厚木市中町三丁目 17 番 17 号 厚木市役所本庁舎 3 階 電 話 046-225-2089 受付時間 9 時～12 時、13 時～17 時 （土曜日、日曜・祝日及び年末年始を除く。）
--	---

物件調書

物件番号	4	所在地	厚木市金田字伊藤海道 832 番 7			
面積		【実測】124.02 m ² 【公簿】124.02 m ²		地目	登記：宅地	
接道道路の状況		南側 市道 2-28 号（金田妻田線） 幅員約 4.2m（拡幅後約 12.2m）		私道負担	なし	
法令等の制限	都市計画		市街化区域	用途地域	第一種住居地域	
	建ぺい率		60%		容積率 200%	
	その他の地区		厚木市景観計画区域（厚木市全域）、居住誘導区域（立地適正化計画）			
	その他の法規制		準防火地域			
供給処理施設の状況	施設の種類		状 況		照会先及び電話番号	
	上水道	有	敷地内引込管あり		神奈川県厚木水道営業所 046 (224) 1111 (代)	
	下水道	有	敷地内引込管あり		厚木市河川下水道総務課 046 (225) 2361	
	都市ガス	無	—		厚木ガス（株） 046 (228) 3211 (代)	
	電気	可	—		東京電力パワーグリッド（株） 0120 (995) 007	
交通機関		小田急小田原線「本厚木駅」から約 2.3km（直線距離） 最寄りのバス停「金田下宿」から約 100m（道路距離）				
特記事項		① 宅地分譲として開発した用地の一部となります。 ② 北側、西側敷地内及び 832 番 5 との境にコンクリートブロックが設置されております。 ③ 敷地東側（幅 90cm）は排水用地となっており、別の所有者となりますが、コンクリートブロック等は設置されておられません。 ④ 敷地南側の簡易舗装の用地は道路拡幅予定地です。 ⑤ 敷地内単管柵、看板、防草シートを含めた現況有姿での引渡しとなります。 ⑥ 隣地との境にブロックや柵が設置されていますが、境界を明示したものではありません。必ず物件を確認してください。 ⑦ 地中埋設物及び地盤調査は行っておりません。物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合も、本市は一切の責任を負いません。 ⑧ 既存工作物の撤去・処分及びその費用について、市では対応いたしません。 ⑨ 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、近隣住民等との調整等が生じた場合についても、全て落札者において対応して頂きます。 ⑩ 一定の開発行為、建築行為を行う場合は許可が必要になります。 ⑪ 当該地は洪水浸水想定区域に該当しています。 ⑫ 埋蔵文化財包蔵地に該当していますので、必ず次の担当課に確認願います。【担当課】厚木市文化魅力創造課 046（225）2509				

	※地積測量図等は閲覧できます。閲覧を希望される場合は、事前に財産管理課に連絡のうえ来庁してください。 【窓口】厚木市財務部財産管理課 厚木市中町三丁目 17 番 17 号 厚木市役所本庁舎 3 階 電 話 046-225-2089 受付時間 9 時～12 時、13 時～17 時 （土曜日、日曜・祝日及び年末年始を除く。）
--	---

問合せ

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

厚木市 財務部 財産管理課

電話 046(225)2089